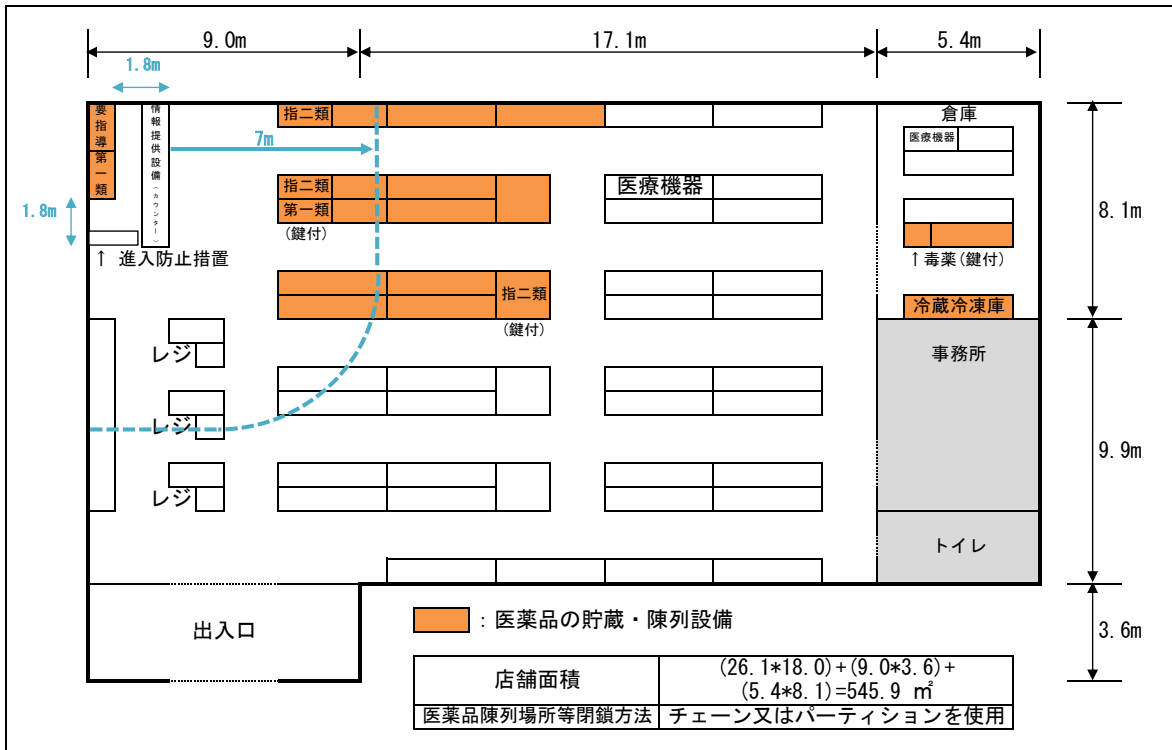


○平面図作成例



【平面図に記載すべき内容】

- ①店舗以外の場所との区分（構造設備規則第2条第3号）  
 店舗許可部分とそれ以外の場所（更衣室、便所、事務室等）の区分を明記してください。  
 ※許可部分以外の場所を黒塗りにする等により、図面上区別してください。
- ②店舗面積（構造設備規則第2条第4号）  
 店舗面積の算出に必要な内法寸法を記載してください。  
 店舗面積を平面図の余白等に記載してください。  
 ※店舗面積算定に関係のない寸法の記載は不要です。
- ③医薬品の陳列又は交付場所の閉鎖構造（構造設備規則第2条第6号、第9号、第10号）  
 専門家不在時に陳列場所等を閉鎖する方法（構造）を平面図の余白等へ記載してください。
- ④冷蔵貯蔵設備、鍵のかかる貯蔵設備（構造設備規則第2条第7号、第8号）  
**冷蔵貯蔵設備、鍵のかかる貯蔵設備（毒薬用）**の場所を明示してください。  
 ※当該設備がない場合は、記載不要です。  
 ※貯蔵設備の立面図は不要です。
- ⑤医薬品の貯蔵・陳列設備、情報提供設備（構造設備規則第2条第9号～第11号）  
 医薬品の貯蔵・陳列設備及び情報提供設備を明示したうえで、**要指導・第一類・指定第二類医薬品**の陳列場所を**文字又は色分けにより明示**してください。  
 ※医薬品は、他の物と区別して貯蔵・陳列しなければなりません（法第57条の2第1項）。  
 ※要指導・第一類医薬品陳列設備から1.2m以内に購入者等が入りできない措置等を記載してください。  
 （カウンターからの距離、施錠等）  
 ※指定第二類医薬品陳列設備が、情報提供設備から7m以内であること（又は購入者等が入りできないよう必要な措置（施錠等）が採られていること）が分かるよう記載してください。  
 ※管理医療機器を販売する場合、当該貯蔵・陳列場所を明示してください。  
 ※貯蔵・陳列場所の立面図は不要です。